

不利益処分 of 処分基準

	処分の内容	敷地分割組合のした処分 of 取消し、変更、停止、その他の措置命令
	根拠法令及び条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律第214条第3項
	所管部課係名	まちづくり未来部建築審査課住宅係
処分基準	関係条項	未設定（前例事務処理がないため）
	基準 （未設定の場合はその理由）	
準	参考事項	
	設定等年月日	令和4年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）